

仕様書

1 業務名

戦略的広域観光振興事業委託

2 履行場所

飯塚市 外 地内

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

4 業務の目的

本業務は、飯塚市、嘉麻市及び桂川町が締結した定住自立圏形成協定の内容を踏まえ、圏域としてめざすべき将来像の実現に向けた具体的取組として、2市1町（「飯塚市」、「嘉麻市」、「桂川町」）と受注者が連携し、嘉飯桂地域の魅力を、動画をはじめとする様々な媒体を用いてわかりやすくかつ効果的に、国内外の観光者・観光事業者等へ伝えることで、インバウンドの推進等、圏域外からの誘客促進に取組み、地域経済および地域の活性化をめざすことを目的とする。

5 委託業務の内容

受注者は、本事業の目的及び広域連携を行う2市1町の魅力を理解し、明確なターゲット層やメッセージ性の高いコンセプトを設定し、圏域内の観光資源の魅力をわかりやすくかつ効果的に国内外の観光者・観光事業者等へ伝えられるようなPRを行う。なお、本事業におけるPRは、動画作製をはじめパンフレットやSNS等の多様な媒体を用い、前例にとらわれることなく、話題性や拡散性を意識して戦略的な手法によって行う。

事業の実施に際しては、2市1町と連携して、以下の内容について取り組む。

(1) 2市1町広域観光PR動画作成業務

(ア) 映像の企画・構成

1. プロポーザルでの提案内容を基に、2市1町と協議を行いつつ、本事業の目的に沿った動画の企画立案を行い、企画に基づいた校正、シナリオ（タイトル含む）等を作成すること。また、外国人が見ても理解できるような工夫（撮影地の英語表記等）を行うこと。
2. 音楽やナレーション、テロップ等のほか、ドローンや映像制作するための最新鋭の機材や映像技術を活用するなどして、視聴者の興味・関心を引き付けるような工夫を行うこと。
3. 動画においては、2市1町の観光素材を必ず含めること。

4. 複数年使用可能な動画とすること。

(イ) 映像の規格等

1. 作製する映像は、「食」と「文化」をテーマにした動画を作成すること。
2. 作成する映像の時間は、1～2分程度とし、各1本以上作製すること。
3. 必要に応じ、映像にBGM、効果音、ナレーション、テロップを入れること。
4. 作製した映像は、市ホームページやSNS等での使用を想定しているため、これらの使用に適した汎用的なファイル形式による動画データを作製すること。

(ウ) 取材、撮影、編集、各種調整

1. 台本を作製し、2市1町の確認を受けること。
2. 作製された台本に基づき、映像撮影を行うこと。
3. 撮影された映像について、上記「(イ) 映像の規格等」に沿って編集を行うこと。
4. 撮影場所、時間等を工夫することとし、これらを使用する際に必要となる調整及び撮影認可等の各種手続きは、受注者において行うこと。
5. 映像制作にあたっては、基本的に新規撮影を原則とすること。ただし、季節や天候等の都合により撮影が難しい場合や適当な映像が撮影できなかった場合等には、受注者が所有している映像や借用映像を使用することも可とする。

(エ) その他、上記業務に付随する業務

1. 映像作製に関する工程表を提出すること。
2. 映像作製に必要な行政上の各許認可の手続きを含む諸々の手続きについては、原則として受注者が行うものとする。その際に必要となる経費は委託料に含むこと。
3. 関連する圏域内事業者と密に関係を築き、地域一体となって事業の展開を行うこと。
4. 動画の作製に当たっては2市1町の職員と密に連携し、進捗報告、協議等を適宜行うこと。

(2) アンケート調査・PR動画の分析の実施

- (ア) 圏域内外からの旅行者、または国内外の旅行会社へのアンケート調査の実施、集計、分析を行い、報告書を作成すること。
- (イ) PR動画について、視聴者層や視聴者の累計数などの分析を行うこと。
- (ウ) 協議の際に前述のアンケート調査に関わらず、別途調査の必要性が指摘された場合には、これを行い、集計、分析、報告書の作成を行うこと。

(3) 広報ツール（パンフレット・チラシ・ポスター等）の作成・活用

- (ア) 既存商品PR用の広報ツール（パンフレット・チラシ・ポスターなど）について、

最新の情報に再編集した上で増刷を行う。なお、パンフレットの増刷については、国外インバウンド向け多言語パンフレットの増刷も行うこと。

(イ) 多様で効果的な広報ツールを用いて、話題性や拡散性を重視した PR 活動を行い、協議を行った上で実施すること。

(ウ) 広報ツールの作成後、誘客につながるために最適で戦略的な営業活動を行い、実績の報告を行うこと。

6 打合せ及び議事録

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者と発注者は打合せを行い、業務方針の確認、条件の疑義を正すものとし、その内容については受注者がその都度記録することとし、記録は速やかに作成し、相互で確認したうえで、議事録として提出すること。

7 実績報告及び成果品

(1) 各事業終了後に実績報告書を作成し提出すること。

(2) 本業務において P R のために作成した広報物等は、電子データ(CD-R)を提出すること。

(3) 動画については、次の要件で納品するものとする。

(ア) 動画の規格は、16:9 とし、フルハイビジョン (1920×1080) 映像とする。

(イ) 動画の納品は、使用に合わせて以下を制作するものとする。

- ・ DVD ディスク・・・6 枚 (盤面印刷含む。コピー可能なもの)
- ・ Blu-ray ディスク・・・6 枚 (盤面印刷含む。コピー可能なもの)
- ・ 配信データ・・・・・・・・3 種類を納めた媒体 3 点

(YouTube および市のホームページで再生可能な形式 (WMV,MPEG4,MOV))

(ウ) 動画の制作に使用した写真や各シーンの静止画等を保存した DVD・・・3 枚

(盤面印刷含む。コピー可能なもの)

(4) 本業務終了後、受注者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、2 市 1 町の指示により受注者の負担と責任において速やかに補足、修正を行うものとする。

8 制作物等の著作権について

(1) 本業務における制作物の所有権及び著作権は、原則、飯塚市並びに嘉麻市、桂川町に帰属することとする。

(2) 制作物に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、手続きは受注者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

(3) 本業務のために撮影した動画及び写真、イラスト等はすべて、飯塚市並びに嘉麻市、桂川町に供与し、その利用、再編集は飯塚市並びに嘉麻市、桂川町において自由に行うことができることとする。

9 支払方法

業務完了後、受注者からの正当な請求に基づき、30日以内に支払うものとする。

1 0 留意事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症の流行等の影響により、発注者が必要と認める場合は、業務内容や委託期間の変更、契約の解除等が生じる可能性がある。変更を求められた場合は、契約書に基づき、発注者と協議の上、適切な対応を行うこと。
- (2) 受注者は、業務に関連する事故が発生した場合には、直ちにその報告と対応措置などを各市町に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書により行うこと。
- (3) 各市町は、本事業で納品された成果品を期限の際限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）することができることとする。
- (4) 業務遂行に当たり、法令及び各市町の条例規則等を遵守し適切な成果があげられるように努め、発注者にとって最適な支援を行うこと。
- (5) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、発注者または第三者が損害を受けた場合は、すべて受注者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。
- (6) 映像企画・制作におけるディレクションは、観光分野において映像制作実績があり、本県についての知見があるディレクターが担当すること。
(別途提出する「担当ディレクターの類似動画制作業務実績」に実績を記載し評価の一部とする。)
- (7) 撮影にあたっては、実績のあるカメラマンにて行うこと。
(別途提出する「企画提案書」にて実績を記載し、評価の一部とする。)

1 1 その他

- (1) 本業務の履行にあたっては、飯塚市並びに嘉麻市、桂川町と事業内容を協議し、緊密な連携のもとに業務を実施すること。
- (2) 受注者は、本業務において知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 本仕様書に明記されていない細部の事項、又はこの契約について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。